

保護者様

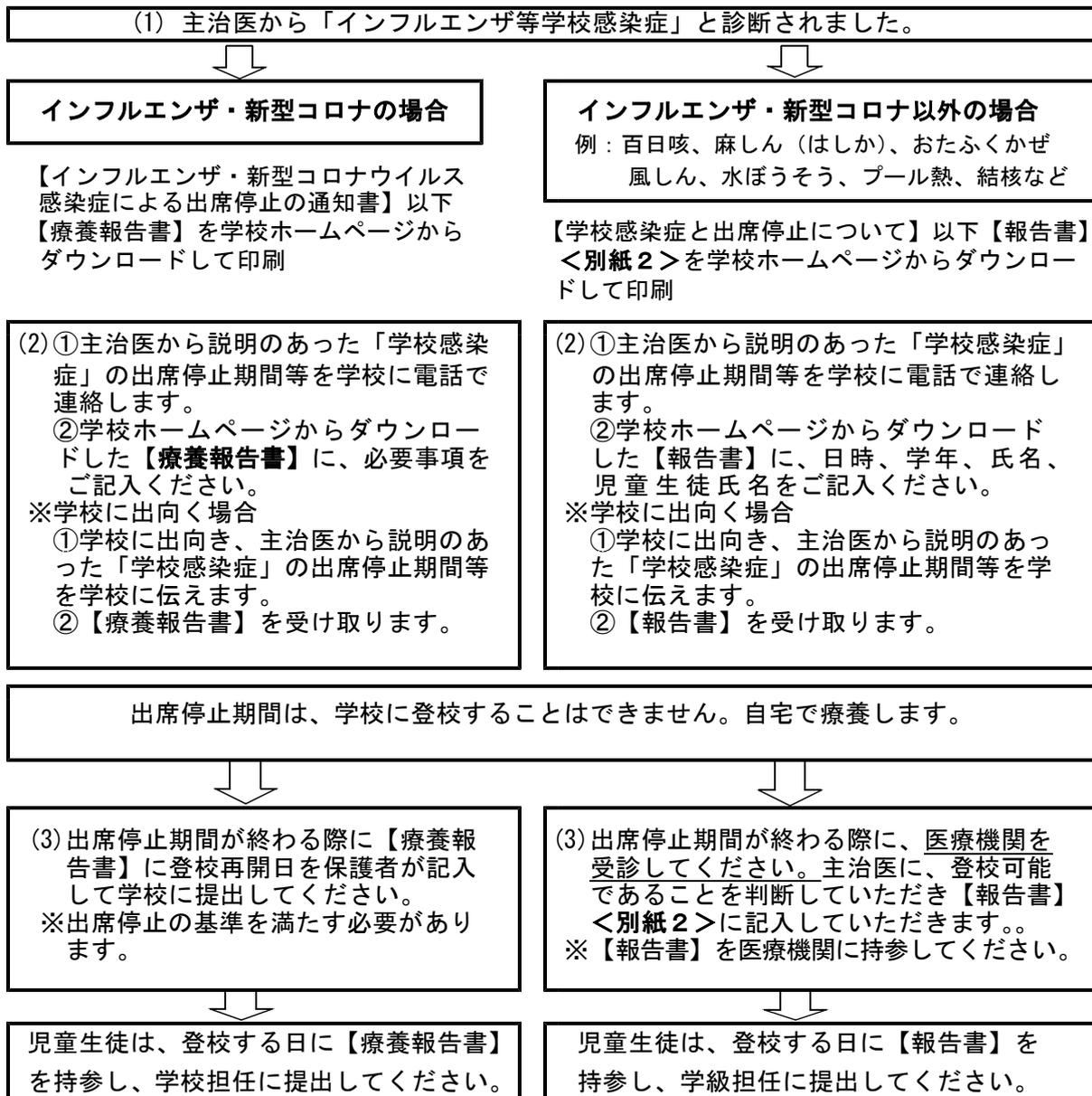
太田市教育委員会
教育長 恩田 由之
(学校教育課)

出席停止の手続きの変更について

インフルエンザ等の学校感染症に感染した児童生徒は、学校保健安全法第19条の規定により、一定期間出席停止となります。医師の許可があるまでは、学校を休ませて静養させていただくことになります。

太田市におきましては、これまで「学校感染症」に感染した場合に医療機関より、学校に提出するための「学校感染症通知書」<別紙1>を出していただいていたおりましたが、令和6年4月1日より近年の医療機関の状況を受け、「学校感染症通知書」を求めないことといたします。なお、不明な点につきましては、学校までご連絡ください。

<令和6年4月1日からの出席停止に伴う手続きの流れ>



<資料>

※令和6年4月1日より医療機関から発行されなくなります。 <別紙1>

学校感染症通知書

太田市立 学校長 様

年 組 氏名 _____ は、下記の事由により
出席を停止させる必要がありますのでお知らせいたします。

第 1 種	病 名	出席停止の期間
1	<input type="checkbox"/> エボラ出血熱	治療するまで
	<input type="checkbox"/> クリミア・コンゴ出血熱	
	<input type="checkbox"/> 痘そう	
	<input type="checkbox"/> 南米出血熱	
	<input type="checkbox"/> ペスト	
	<input type="checkbox"/> マールブルグ病	
	<input type="checkbox"/> ラッサ熱	
	<input type="checkbox"/> 急性灰白髄炎	
	<input type="checkbox"/> ジフテリア	
	<input type="checkbox"/> 重症急性呼吸器症候群	
2	<input type="checkbox"/> 重症急性呼吸器症候群 (病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る)	発症した後5日、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで。
	<input type="checkbox"/> 中東呼吸器症候群 (病原体がMERSコロナウイルスであるものに限る)	
	<input type="checkbox"/> 鳥インフルエンザ (病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る)	
	<input type="checkbox"/> 新型インフルエンザ等感染症・及び新感染症	
3	<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症	発症した後5日、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで。
	<input type="checkbox"/> インフルエンザ (鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	
	<input type="checkbox"/> 百日咳	
	<input type="checkbox"/> 麻疹(はしか)	
	<input type="checkbox"/> 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	
	<input type="checkbox"/> 風しん(三日ばしか)	
	<input type="checkbox"/> 水痘(水ぼうそう)	
	<input type="checkbox"/> 咽頭結核熱(アール熱)	
	<input type="checkbox"/> 結核	
	<input type="checkbox"/> 髄膜炎菌性髄膜炎	

令和5年5月8日現在

令和 年 月 日 から約 _____ 日間、出席停止させることが適当です。

令和 年 月 日

医療機関名: 医師氏名 _____ 印

*この通知書は、出席停止の措置をとるために必要ですので、学校へ提出してください

インフルエンザ・新型コロナ以外の「学校感染症」のときに学校に提出する用紙 <別紙2>

令和 年 月 日

年 組 保護者 様

太田市立〇〇〇〇〇▲学校
校長 〇〇〇

学校感染症と出席停止について

あなたのお子さんは、下記の病気があるため学校保健安全法第19条の規定により 月 日より
約 _____ 日間出席停止となりますので、医師が登校可能と判断するまで、学校を休ませてください。
なお、医師に報告書記入していただき、登校する日に持参してください。

第 1 種	病 名	出席停止の期間
1	<input type="checkbox"/> エボラ出血熱	治療するまで
	<input type="checkbox"/> クリミア・コンゴ出血熱	
	<input type="checkbox"/> 痘そう	
	<input type="checkbox"/> 南米出血熱	
	<input type="checkbox"/> ペスト	
	<input type="checkbox"/> マールブルグ病	
	<input type="checkbox"/> ラッサ熱	
	<input type="checkbox"/> 急性灰白髄炎	
	<input type="checkbox"/> ジフテリア	
	<input type="checkbox"/> 重症急性呼吸器症候群	
2	<input type="checkbox"/> 重症急性呼吸器症候群 (病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る)	発症した後5日、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで。
	<input type="checkbox"/> 中東呼吸器症候群 (病原体がMERSコロナウイルスであるものに限る)	
	<input type="checkbox"/> 鳥インフルエンザ (病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る)	
	<input type="checkbox"/> 新型インフルエンザ等感染症・及び新感染症	
3	<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症	発症した後5日、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで。
	<input type="checkbox"/> インフルエンザ (鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	
	<input type="checkbox"/> 百日咳	
	<input type="checkbox"/> 麻疹(はしか)	
	<input type="checkbox"/> 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	
	<input type="checkbox"/> 風しん(三日ばしか)	
	<input type="checkbox"/> 水痘(水ぼうそう)	
	<input type="checkbox"/> 咽頭結核熱(アール熱)	
	<input type="checkbox"/> 結核	
	<input type="checkbox"/> 髄膜炎菌性髄膜炎	

令和5年5月8日現在

報告書

太田市立〇〇〇〇〇▲学校長 様

年 月 日 ~ 年 月 日まで出席停止

上記の者は、経過観察が終了し登校可能と判断します。

医療機関名: 医師名 _____

医師に記入し
ていただき学
校に提出して
ください。

インフルエンザのときに保護者が記入して学校に提出する用紙

令和 年 月 日

保護者 様

インフルエンザによる出席停止の通知書

〇〇〇〇〇〇学校
校長 〇〇 〇〇

お子さんは、インフルエンザのため、学校保健安全法第19条により、他の人に感染させる恐れのある期間は出席停止とします。インフルエンザの出席停止期間の基準は下記のとおりです。

<インフルエンザの出席停止期間の基準>

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで。」

- * インフルエンザと診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登校するようにしてください。
- * 登校にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「インフルエンザにおける療養報告書」を記入し、学校へ提出をお願いします。
- * 医師に「学校感染症通知書」を記載していただいた場合はその書類も一緒に提出してください。

保護者が記入

学校長 様

インフルエンザにおける療養報告書

年 組 氏名 _____

1 診断を受けた医療機関: _____

2 診断日: 令和 年 月 日 (診断型: A型 B型 不明)。 ※いづれかに○をつけてください。

3 登校再開日: 令和 年 月 日
(登校再開には下記の出席停止期間の基準1と2の両方を満たす必要があります。)
※下記に「発症日」と「解熱した日」を記入してください。

出席停止期間の基準	
1	発熱等の症状が出た日(発症日)を0日とし、翌日から数えて5日を経過している。 ⇒ 発症日: ____月 ____日
2	解熱した日を0日とし、翌日から数えて2日(幼児にあっては3日)を経過している。 ⇒ 解熱した日: ____月 ____日

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日 保護者氏名 _____

新型コロナウイルス感染症のときに保護者が記入して学校に提出する用紙

令和 年 月 日

保護者 様

新型コロナウイルス感染症による出席停止の通知書

〇〇〇〇〇〇学校
校長 〇〇 〇〇

学校感染症に罹患している場合、学校保健安全法第19条の規定により出席停止となります。新型コロナウイルス感染症による出席停止期間の基準は次のとおりです。

<新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準>

発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。

新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、十分療養し、回復してから登校するようにしてください。回復後、登校再開にあたっては、保護者が「新型コロナウイルス感染症における検査報告書」を記入し、学校へ提出をお願いします。
なお、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザに同時感染した場合は、両方の出席停止期間の基準を満たす必要があります。

※以下保護者記入

学校長 様

新型コロナウイルス感染症における療養報告書

年 組 氏名 _____

1 受診 (自己診断の場合は記入不要)	(1) 診 断 日	令和 年 月 日	
	(2) 医療機関名		
2 療 養	(1) 発 症 日 (※1) (無症状の場合は検体採取日)	令和 年 月 日	
	(2) 症状軽快日 (※2) (無症状の場合は記入不要)	令和 年 月 日	
	(3) 登校再開日 (※3)	令和 年 月 日	

※1 発症日は、一般的には、発熱、咳、咽頭痛、鼻水などの症状が出始めた日。受診した場合には、医師が発症日を特定する。
※2 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること。
※3 登校再開は、発症日(無症状の場合は検体採取日)を0日とし、翌日から数えて5日を経過し、かつ、症状軽快日を0日として1日を経過していること。
※ 新型コロナウイルス感染症とインフルエンザに同時に感染した場合は、両方の出席停止基準を満たすこと。(インフルエンザの出席停止期間の基準: 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで)

令和 年 月 日 保護者氏名 _____

◆太枠内に保護者が記入して学校に提出してください

保護者 様

インフルエンザにおける療養報告書の提出について

群馬県医師会
群馬県教育委員会

群馬県では、インフルエンザにかかり出席停止となった児童生徒が登校を再開する際には、医師の治癒証明書をいただいておりますが、学校への提出書類を保護者が記入する「インフルエンザにおける療養報告書」に変更いたします。なお、扱いに変更が生じた際には、改めてお知らせいたします。

インフルエンザと診断された際の対応・手順

- (1) 受診時、医師に登校可能予定日を確認
- (2) 速やかに学校に報告
- (3) 「インフルエンザにおける療養報告書」に、医師と確認した「発症日」を記録
- (4) 検温を定期的に行い、「解熱した日」を確認して記録
- (5) 回復し、出席停止期間の基準を満たしたら、「インフルエンザにおける療養報告書」を持って登校し、学校に提出

[参考] インフルエンザの出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則第 19 条）

「発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児にあっては 3 日）を経過するまで」

※ 「発症した後 5 日」とは、発症した日（発熱等の症状が出た日）を 0 日とし、翌日を 1 日目として、その日から数えて 5 日を経過した日となります。

※ 「解熱した後 2 日（幼児にあっては 3 日）」とは、解熱した日を 0 日とし、翌日を 1 日目として、その日から数えて 2 日（幼児にあっては 3 日）を経過した日となります。

出席停止期間のめやす表

発症後日数		0（発症日）	1	2	3	4	5	6	7	8 日目	
例 1	発症から 1 日目に解熱した場合	発熱	解熱					登校可能			
例 2	発症から 2 日目に解熱した場合	発熱		解熱							
例 3	発症から 3 日目に解熱した場合	発熱			解熱						
例 4	発症から 4 日目に解熱した場合	発熱				解熱					
例 5	発症から 5 日目に解熱した場合	発熱					解熱				

※ 「発症した後 5 日」、「解熱した後 2 日（幼児にあっては 3 日）」のどちらか一方のみの基準を満たした状態では登校再開とはなりません。登校再開には、両方の基準を満たす必要があります。

保護者 様

新型コロナウイルス感染症における療養報告書の提出について

群馬県医師会
群馬県教育委員会

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが変更されたことに伴い、「学校保健安全法」及び「学校保健安全法施行令」の規定に基づき、「学校保健安全法施行規則」の一部が改正されました。

このことを受け、群馬県では、新型コロナウイルス感染症の陽性が判明して出席停止となった児童生徒が登校を再開する際には、新型コロナウイルス感染症における療養報告書を学校へ提出してください。

なお、今後、療養報告書の扱いが変更される場合は、追って通知いたします。

新型コロナウイルス感染症の陽性が判明した際の対応・手順

【医療機関を受診した場合】

- ① 医師に「発症日」及び「登校可能予定日」を確認する。
- ② 速やかに学校に報告する。
- ③ 医師に確認した「発症日」を新型コロナウイルス感染症における療養報告書（以下、療養報告書という）に、記入する。
- ④ 療養中は検温及び健康観察を行い、「症状軽快日」を療養報告書に記入する。
- ⑤ 出席停止期間の基準を満たしたら、「登校再開日」を療養報告書に記入し、登校時に学校へ提出する。

【自己検査を行い自宅療養する場合】

※市販の抗原検査キットを使用する場合は、必ず国が承認した「体外診断用医薬品」又は「第1類医薬品」の表示があるものを使用すること。

- ① 陽性が判明したら、速やかに学校に報告する。
- ② 「発症日」（無症状の場合は「検体採取日」）を療養報告書に記入する。
- ③ 療養中は検温及び健康観察を行い、「症状軽快日」を療養報告書に記入する。
- ④ 出席停止期間の基準を満たしたら、「登校再開日」を療養報告書記入し、登校時に学校へ提出する。

出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則第19条）

○ 新型コロナウイルス感染症 「発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快した後1日を経過するまで」

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
例 1	発症日/ 検体採取日		症状軽快				登校	
例 2					症状軽快		登校	
例 3							症状軽快	

【留意事項】

- ・発症日（無症状の場合は検体採取日）を0日目とする。
- ・発症日とは、一般的には、発熱、咳、咽頭痛、鼻水などの症状が出始めた日。受診した場合には、医師が発症日を特定する。
- ・症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること。
- ・登校再開には、「発症した後5日」かつ、「症状軽快した後1日」の両方の基準を満たす必要がある。
- ・新型コロナウイルス感染症とインフルエンザに同時感染した場合は、両方の出席停止期間の基準を満たすこと。

<インフルエンザの出席停止期間の基準>

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。